

## 第35回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第35回岩手町農業委員会総会は、令和5年5月23日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届について

日程第5 報告第2号 農地法により貸借された農地の解約について

日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第6 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第8 議案第4号 岩手農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

3番 田中 正志

4番 佐々木 夏子

5番 福浦 昌博

6番 福士 好子

8番 瀬川 浩美

9番 幅 清一(職務代理)

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

2番 乙茂内 丈久

7番 府金 秀一

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

副主任 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 細野 清悦  
農地利用最適化推進委員 宮手 正晴

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第35回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、4番佐々木夏子委員、5番福浦昌博委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。  
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎報告第1号

議 長 日程第4、報告第1号、農地法施行規則、転用の例外該当届について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 報告第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法施行規則、転用の例外該当届について、農地法施行規則第29条第16号の規定により、転用の例外届があったので報告するものであります。

議案書5ページをご覧ください。

番号1、土地の所在は、大字川口第43地割地内の畑1筆22,869㎡の内81㎡について、でございます。通話エリアの拡大及び通話品質の改善により●●株式会社が平成23年に携帯電話用無線基地局の工事を行っていましたが、今回地形形状等について検討した結果、増設工事が必要となるものでございます。

当初借用面積が52㎡でしたが、29㎡分増設し、計81㎡となります。

場所につきましては6ページをご覧ください。

番号2、土地の所在は、大字五日市第6、第7地割地内の現況地目、田、原野の2筆2,282㎡の内1,463㎡について、でございます。新幹線高速化に伴う工事用通路、水路設置を行うため、昨年5月から1年間の工事期間の予定で今年5月8日までの予定でしたが、10カ月の工期を延長したものでございます。

場所につきましては、7ページをご覧ください。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

#### ◎報告第2号

議 長 日程第5、報告第2号、農地法により貸借された農地の解約について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案書は、8ページをご覧ください。

農地法により貸借された農地の解約について、貸借の合意解約の通知がありましたので報告するものでございます。

9ページをご覧ください。

番号2、土地の所在は、大字川口第42地割地内の田7,105㎡の内1,756㎡を令和2年より10年間、農地法3条により賃貸借をしていましたが合意により解約し、この後の議案に提案しております中間管理事業に移行するものでございます。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第2号を終わります。

◎議案第1号

議長 日程第6、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第1号。議案書は、10ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

11ページをご覧ください。

番号2、土地の所在は、大字川口第13地割地内の現況地目雑種地及び畑、計9筆 1,925 m<sup>2</sup>について、相続により所有したものの譲り渡す方が病弱のため耕作できずにおり、農地は雑種地と荒れている状態のところもありますが、譲り受ける記載の方が増反するため農地として耕作していくとのことで、土地代総額 100 万円 1反歩当たり 519,000 円で売買するものでございます。

場所につきましては、13ページをご覧ください。

12ページをご覧ください。

番号3、土地の所在は、大字土川第4地割地内の現況地目田1筆 3,395 m<sup>2</sup>、同じく大字土川第5地割地内の現況地目畑4筆 5,760 m<sup>2</sup>、合計5筆 9,155 m<sup>2</sup>について、双方で以前より相対により賃貸借をしており、昨年土川・新田地区の農地中間管理事業により契約したところでもありましたが、譲り渡す方の要望により賃貸借契約したものを解約し、売買するものでございます。なお、土地代は、お互いの協議のもと総額 1,831,000 円で1反歩当たり 20 万円となります。

場所につきましては、14ページをご覧ください。

15ページをご覧ください。

現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いします。

議長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

宮手推進委員 現地調査の結果について、推進委員の宮手から報告いたします。

本日、午前9時から福士委員、細野推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請の受付番号2番と3番の農地について報告します。

2番の農地は境田地区、●●周辺に点在しており、全筆休耕地として管理されておりました。

3番の農地は●●の北西及び北東にあり、田として管理されておりました。

どちらも譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま 2 件の報告をいただきました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。  
議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 賛成多数と認め、第 1 号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第 2 号

議 長 日程第 7、議案第 2 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第 2 号。議案書は 15 ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

16 ページをご覧ください。

番号 2、土地の所在は、大字川口第 46 地割地内の登記地目山林 136,160 ㎡の内、現況地目畑分として 67,585.18 ㎡について、平成 11 年の 24 年前頃に前所有者である先代などが耕作した時期もありましたが、地下 20 センチメートル付近が岩盤のため耕作を断念したところであります。

その後、現在の所有者に継承されたものの使用、管理をせず現在に至っているところでございます。

場所につきましては、17 ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

細野推進委員 現地調査の結果について、推進委員の細野から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号 2 番の農地について報告します。

2 番の対象地は日の神子地区、県道元木江刈内線の峠の頂上付近から南側 300 メ

一トルの所にあり、山林化には及びませんが長期間耕作されていないことが見受けられました。

対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

#### ◎議案第3号

議 長 次に日程第8、議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は18ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和5年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、19ページから23ページをご覧ください。

番号1から10と12番が賃貸借となります。

また、番号1、5、6、7、8については、曲がり地区の畜産を主として経営している担い手の記載の方が、地域の方々から合計約12ヘクタールを集約し耕作していくものでございます。

番号2、3、4、9、10につきましては、農地の所有者が貸したいとの意向と借りたい担い手の相互の合意によるものでございます。期間は、3番以外は10年間となります。

今回の賃貸借の合計は28筆、面積194,341.89㎡となります。

番号11につきましては、売買支援事業を活用して所有権移転するものでござい

ます。

今回記載の所有者の方が、岩手県農業公社へ土地代総額 210 万円にて譲渡する  
ものでございます。土地の売買金額の 2 パーセントの手数料を差し引きますと、  
1 反歩当たり約 73,400 円となります。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。皆さん質疑ございませんか。

4 番佐々木委員 曲り地区の集積率は何パーセントになりますか。

局 長 補 佐 担い手が 2 人以上でないと地域集積にならないため、今回は地域集積ではなく  
個々での契約となります。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に  
対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第 3 号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

#### ◎議案第 4 号

議 長 次に日程第 9、議案第 4 号、岩手農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決  
定について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第 4 号。議案書は 25 ページをご覧ください。

日程第 9、議案第 4 号、岩手農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定に  
ついて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づ  
き、岩手町長より変更したい旨の申出があった岩手農業振興地域整備計画変更申出  
書について、農業委員会の意見の決定を求めるものでございます。

この案件につきましては、2 月の総会にて回答した案件でございます。

議案書は、27 ページをご覧ください。

番号 11、12 番について、前回登記地目、現況地目に誤りがありました。

前回、町側より 11 番は山林、12 番は畑として申し出があり委員会の意見を付し

て提出していたわけですが、県との事前協議段階で 11 番、12 番の地目が田であることが判明したため町側から再度意見書の提出が求められたもので、今回提出させていただいたものでございます。

計画変更に係る総面積は、前回と変更なく 18 筆 54,738.48 m<sup>2</sup>で、内農用地は 16 筆 50,564 m<sup>2</sup>で●●が養鶏施設を建設するため農業振興区域を用途変更するものでございます。

1 番から 15 番までの農用地区域 39,026.63 m<sup>2</sup>は用途変更し、第 4 農場養鶏施設を設置しようとするものでございます。

16 番は、計画面積及び農用地区域 6,361 m<sup>2</sup>について農地転用し、第 1 農場の埋却地を設置するものでございます。

17 番、18 番は、農用地区域 9,350.85 m<sup>2</sup>は用途変更し、第 2 農場の鶏糞焼却施設を設置しようとするものでございます。

第 1 農場の埋却地については、29 ページから 34 ページ、第 2 農場鶏糞焼却施設については、35 ページから 40 ページ、第 4 農場に関する事業計画書等については、41 ページから 49 ページをご覧ください。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。皆さん質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第 4 号、岩手農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 賛成多数と認め、原案のとおり可とすることに決定します。

#### ◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもって会議を閉じ、第35回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 2 時12分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

4 番

5 番